

議案第9号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(93) 略</p> <p><u>(93の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき7,400円</u></p> <p>(94) 温泉法<u>第11条第1項</u>の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可 1件につき110,000円</p> <p><u>(94の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第11条第2項で準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく承認 1件につき7,400円</u></p> <p>(95) 温泉法<u>第15条第1項</u>の規定に基づく温泉の利用の許可 1件につき35,000円</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(93) 略</p> <p>(94) 温泉法<u>第9条第1項</u>の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可 1件につき110,000円</p> <p>(95) 温泉法<u>第13条第1項</u>の規定に基づく温泉の利用の許可 1件につき35,000円</p>

(95の2) 前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく承認 1件につき7,400円

(95の3) 温泉法第19条第1項の規定に基づく温泉成分分析を行う者の登録 1件につき42,000円

(96)～(326) 略

2 略

(95の2) 温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉成分分析を行う者の登録 1件につき42,000円

(96)～(326) 略

2 略

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。